

# 「エフビー介護福祉士実務者研修（通信）」 学則

## 第1章 総 則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。（以下「施設」という。）

名称 エフビー介護サービス株式会社  
所在地 長野県佐久市長土呂 159 番地 2

（設置目的）

第2条 介護サービスに従事しようとする者を対象にした基礎的な職業教育としての位置づけであり、将来的に介護福祉士を目指すうえで、幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の習得や、新たな課題・技術・知見を自ら把握できる能力の獲得と、より専門的な知識・技術を習得するための機会とする。

（実施課程）

第3条 前条の目的を達成するために、以下の研修事業（以下「研修」という。）を実施する。  
介護福祉士実務者研修（通信課程）

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。  
エフビー介護福祉士実務者研修

## 第2章 教育課程、研修期間等

（修業年限）

第5条 本研修の修業年限は6ヶ月とする。

（受講定員及び学級数）

第6条 受講定員は、1学級の定員を20名、学級数は2学級とし、総定員は40名とする。

（養成課程及び履修方法）

第7条 養成課程の種類は通信課程とし、履修方法については、別表1の通り通信指導及び添削指導並びに面接授業とする。通学（面接）授業の会場は本施設で実施する。

2 養成課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、「社会福祉養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知（以下「国指針」という。))別表5に定める内容に準拠する。

(履修免除)

第 8 条 既に訪問介護員養成研修等の研修修了者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」(平成 23 年 11 月 4 日社援基発 1104 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)に基づき、別表 2 に定めるところにより履修を免除することができる。

(学年、学期及び休業日)

第 9 条 1 養成課程を学年及び学期とし、休業日は次の通りとする。

- 一 日曜、祝日
- 二 年末年始 12 月 30 日～1 月 3 日
- 三 夏季休業 8 月 13 日～8 月 16 日

### 第 3 章 選考、入学、在籍年限等

(受講時期)

第 10 条 受講時期は、毎年 1 月 12 日～7 月 12 日及び 6 月 1 日～12 月 1 日とする。但し開講日及び閉講日が日曜、祝日の場合は翌平日とする。

(受講資格)

第 11 条 受講資格は、本施設の面接授業を受講可能な範囲に居住する者であって、演習を含むすべての課程を独力で修了することが可能な者で、介護福祉士の資格取得を目指すものとする。

(受講者の選考)

第 12 条 受講者の選考は、受講申込書を受理した者の中から、前条の要件を満たすと認められるものにつき決定する。ただし、養成課程の定員に達した時点において申込受付は終了とする。

(受講手続)

第 13 条 受講手続きは、本施設が定める受講申込書に、本人であることを証明できる書類(免許証の写し等)及び介護に関する研修(訪問介護員 1 級及び 2 級課程、介護職員初任者研修並びに介護職員基礎研修課程)を修了している場合は修了証明書の写しを添付して行うものとする。また、受講者は指定の期日までに受講料を納入する事とする。

(退学、休学及び復学)

第 14 条 退学しようとする者は、退学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

- 2 受講者が疾病、就業先の業務の事情等止むを得ない理由により、別に定める期間を継続して修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。
- 3 前項により休学が認められていた者が、復学しようとするときは、復学願を提出し、本施設

の許可を得るものとする。

## 第4章 学習の評価及び、補講、修了の認定

(学習の評価及び課程修了の認定)

第15条 学習の評価は、以下の通りとする。

- ・通信課程においては、科目ごとに1回以上テキストに則った課題を賦課し、その添削を行う。その結果が100点満点中70点以上を合格とする。医療的ケアにおいては、その結果が100点満点中90点以上を合格とする。また国指針に定める到達目標の修得状況を確認し、到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。
- 2 通学(面接)授業の場合において、授業開始から10分以上遅れた場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は、欠席届を提出するものとする。欠席した場合は第17条に規定する補講を受講しなければならない。なお、面接授業を全て出席しない者及び医療的ケアの演習の所定回数を満たしていない者は、履修認定しないものとする。
- 3 本研修の総合的な修得度の評価は介護過程Ⅲにおいて行うこととし、到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。
- 4 本研修を修了した者には、修了証明書を交付する。

## 第5章 受講料

(受講料)

第16条 本研修の受講料は、第7条及び第12条に規定する受講者のこれまでの介護に関する研修の受講状況に応じて次の通りとする。

一 訪問介護員2級課程	90,000円(税込、テキスト代は含まない。以下同じ。)
二 介護職員初任者研修	90,000円
三 訪問介護員1級課程	50,000円
四 介護職員基礎研修課程	35,000円
五 無資格者	130,000円

- 2 既に納入された受講料については、原則として返還しない。
- 3 テキスト代は、実費とする。

(補講)

第17条 面接授業を欠席した場合は、有料にて補講を受講するか、次回の研修で当該授業を受講することにより修了する。

- 2 有料にて補講を受講する場合は、1講義(1時間)2,000円(税込)とする。

## 第6章 教員組織

(教職員の組織)

第18条 本施設に、施設長、教務主任、専任教員、介護過程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員

及びその他必要な教職員をおく。

## 第7章 その他

(賞罰)

第19条 受講者が次の各号に該当した場合は、懲戒、停学又は退学処分をすることができる。

- 一 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- 二 研修の秩序を乱し、受講生として本分に反した者

(その他の事項)

第20条 この学則に定めがない事項で必要があると認められるときは、施設長が別にそれを定める。

(附則)

この学則は、平成28年1月12日から施行する。

(附則)

この学則は、平成29年1月12日から施行する。

(附則)

この学則は、平成29年6月1日から施行する。

(別表1) 科目及び履修方法

指定規則に定める科目及び時間数	本施設時間数	履修方法
人間の尊厳と自立 (5)	5	テキストを精読し、各自の理解度を深めた上で、本施設が提示する課題に回答させ、通信指導及び添削指導により履修する。
社会の理解Ⅰ (5)	5	同上
社会の理解Ⅱ (30)	30	同上
介護の基本Ⅰ (10)	10	同上
介護の基本Ⅱ (20)	20	同上
コミュニケーション技術 (20)	20	同上
生活支援技術Ⅰ (20)	20	同上
生活支援技術Ⅱ (30)	30	同上
介護過程Ⅰ (20)	20	同上
介護過程Ⅱ (25)	25	同上
発達と老化の理解Ⅰ (10)	10	同上
発達と老化の理解Ⅱ (20)	20	同上
認知症の理解Ⅰ (10)	10	同上
認知症の理解Ⅱ (20)	20	同上
障害の理解Ⅰ (10)	10	同上
障害の理解Ⅱ (20)	20	同上
こころとからだのしくみⅠ (20)	20	同上
こころとからだのしくみⅡ (60)	60	同上
医療的ケア (50)	50	同上
喀痰吸引及び経管栄養演習	13	面接授業にて履修する。
介護過程Ⅲ (45)	45	面接授業にて履修する。
合 計	463	

(別表2) 他研修等の修了認定に基づく履修免除

科目	時間数	介護職員初任者研修	訪問介護員研修			介護職員基礎研修	その他全国研修
			1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅰ	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅱ	30		免除			免除	
介護の基本Ⅰ	10	免除	免除	免除		免除	
介護の基本Ⅱ	20		免除	免除		免除	
コミュニケーション技術	20		免除			免除	
生活支援技術Ⅰ	20	免除	免除	免除	免除	免除	
生活支援技術Ⅱ	30	免除	免除	免除		免除	
介護過程Ⅰ	20	免除	免除	免除		免除	
介護過程Ⅱ	25		免除			免除	
発達と老化の理解Ⅰ	10		免除			免除	
発達と老化の理解Ⅱ	20		免除			免除	
認知症の理解Ⅰ	10	免除	免除			免除	認知症実践者研修
認知症の理解Ⅱ	20		免除			免除	
障害の理解Ⅰ	10	免除	免除			免除	
障害の理解Ⅱ	20		免除			免除	
こころとからだのしくみⅠ	20	免除	免除	免除		免除	
こころとからだのしくみⅡ	60		免除			免除	
医療的ケア	50						喀痰吸引等研修
喀痰吸引及び経管栄養演習	13						
介護過程Ⅲ	45					免除	
合計	463	320	95	320	420	50	